

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市情報通信業務実施要項

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市情報通信基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）における情報通信業務の実施について、必要な事項を定める。

### 2 情報通信業務の種類

#### (1) 競技会運営に関する情報通信業務

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、競技会場及び練習会場等に必要な通信機器を設置し、式典及び競技会の円滑な運営を図る。

#### (2) 記録業務に関する情報通信業務

市実行委員会は、各競技会場に必要な通信機器を設置し、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び競技団体と連携し、迅速かつ正確な記録情報の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

#### (3) 輸送・交通業務に関する情報通信業務

市実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送及び各競技会場等の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。

#### (4) 消防防災・警備業務に関する情報通信業務

市実行委員会は、関係機関等と連携し、消防防災・警備業務の実施に必要な通信体制を整備する。

#### (5) 大会参加者等の便宜に関する情報通信業務

市実行委員会は、交通、宿泊、医療及び観光等の多様な情報並びに競技結果をインターネット等で迅速に提供するサービスを実施し、大会参加者等の便宜を図る。

### 3 通信機器

情報通信業務を遂行するために使用する主な通信機器は、次のとおりとする。

- (1) 携帯電話
- (2) 無線通信機器
- (3) パソコン

### 4 通信機器の設置

- (1) 携帯電話、無線通信機器は、各競技会の運営上必要と認める者に携帯させる。
- (2) パソコンは、実施本部等の必要な箇所に設置する。
- (3) 通信機器の設置については、各競技会の運営に支障の無い日時までに完了することとし、使用は原則として各競技会の開催期間中とする。

(4) 通信機器の設置数、設置場所については、関係機関等と協議の上決定する。

## 5 通信機器の管理及び保管

(1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を配置し、通信機器の管理及び保管を統括する。

(2) 各競技会終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了した時は、管理責任者はこれを取りまとめ市実行委員会に返還する。

## 6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

(2) 青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会における情報通信業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 青の煌めきあおもり障スポ及びその競技別リハーサル大会における情報通信業務実施については、県実行委員会が主体となって実施する。